

「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」の一部改正について

1 改正内容等

○条例改正の背景と目的

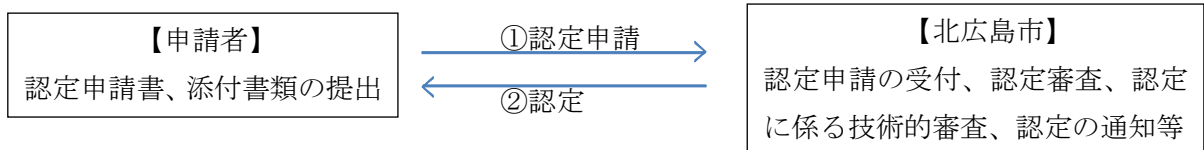
良質な住宅を長期にわたって良好な状態で使用することを促進し、住生活の向上と環境負荷の軽減を目的に制定された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)」に基づき、本市においては、「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」を制定し、平成 22 年 4 月 1 日から長期優良住宅の認定事務について、所定の手数料を徴収してきました。

この認定事務は、新築住宅に限るものでしたが、平成 28 年 2 月 4 日に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」、平成 28 年 2 月 8 日に「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」が改正され、既存住宅の増築・改築についても認定申請が可能となりました。

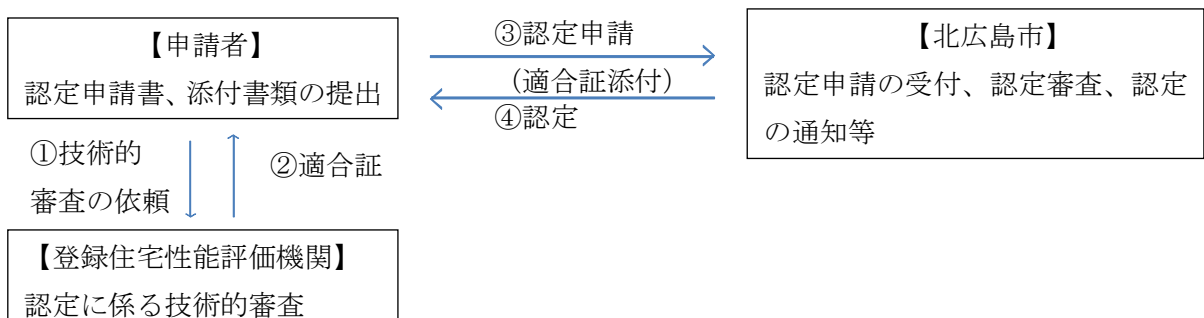
このため、本市においても既存住宅の増築・改築について、認定事務に係る手数料を新たに加えるものです。

■認定事務の流れ

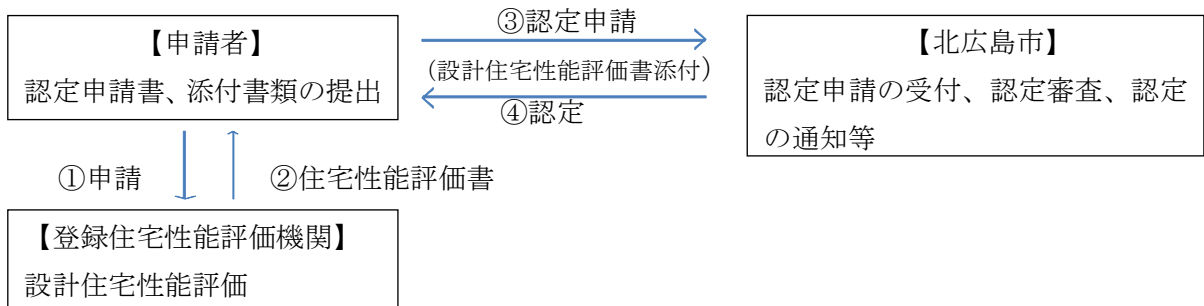
<申請方法 1>適合証等の添付がない場合（新築及び**既存（増改築等）**）



<申請方法 2>適合証の添付がある場合（新築及び**既存（増改築等）**）



<申請方法 3>評価書の添付がある場合（新築のみ）



■改正 【長期優良住宅建築等計画認定申請手数料表】 今回追加分

適合証の添付がない場合＜申請方法1＞

| 種 別 | 区 分 | 適合証の添付がない場合の申請手数料 (既存(増改築等)) | |
|-------|----------|---------------------------------|----------|
| | | 認定 | 変更認定 |
| 戸建住宅 | 1戸 | 72,000円 | 42,000円 |
| 共同住宅等 | 2戸以上5戸以下 | 166,000円 | 93,000円 |
| | 6戸以上 | 264,000円 | 150,000円 |

適合証の添付がある場合＜申請方法2＞

| 種 別 | 区 分 | 適合証の添付がある場合の申請手数料 (既存(増改築等)) | |
|-------|----------|---------------------------------|---------|
| | | 認定 | 変更認定 |
| 戸建住宅 | 1戸 | 11,000円 | 6,500円 |
| 共同住宅等 | 2戸以上5戸以下 | 20,000円 | 11,000円 |
| | 6戸以上 | 34,000円 | 19,000円 |

2 関係法令

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）

3 今後のスケジュール

- 平成28年第3回定例議会に提案予定
- 平成28年11月1日施行予定

※パブリックコメント：平成28年7月1日～8月1日 予定